発行所 (郵便番号100) 東京都千代田区丸の内 2-4-1 丸ノ内ビルデング 781号室 社団法人スウェーデン社会研究所 Tel (212) 4007・1447

編集 期内 六郎 野食田子 関東図書株式会社 定価200円(年間購読料参千円) 1979年5月25日発行 第11巻 第5号

(毎月1回25日発行) 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 11 No. 5

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden) Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

教育と社会福祉の専門家を迎えて

— Welcome for Mrs. I. Fredriksson and Dr. B. Hedlén —

スウェーデン社会研究所では、福祉都市研究会主催のシンポジウム '高齢化社会を考えるスウェーデンの高齢者福祉及び女子生涯教育をめぐってー'の講師として来日した2人のスウェーデンの専門家を迎え、その視察のお世話をしたほか、ワークショップも開くことが出来、日瑞文化交流の促進に一助をかった。

その一人 Mrs. Ingrid Fredrikson は、ジャーナリストから文部省教育計画、予算部門を経て、現在、国家後期中等教育審議会の専門委員兼事務総長の要職にあり、 Aftonbladet 紙社長令夫人でもある。

同女史の関心は、教育問題とりわけ中等教育および婦人問題と女子教育にあるため、まず中嶋博理事が、文部省諸沢弘道初等中等教育局長、国立教育研究所木田宏所長、教育課程審議会委員益井重夫教授、社会主義理論センター嶋崎譲局長等との面会に同行し、有意義な会談をもった。

また、東京都立三田高等学校、早稲田実業高等 学校も訪ね熱心な質問をすると共に、早稲田大学 文学部中嶋教授の'比較教育学'の講義にも参加 し、スウェーデンの教育および婦人とその地位に ついての話もし、討論に加わった。

なお5月24日には、小野寺百合子理事のお世話で、お茶の水女子大学の'婦人問題研究会'に出席、有益な講義をすると共に、長時間にわたり、真摯な質疑応答が繰返された。なお同理事のお世話で5月31日には奈良女子大学家政学部大学院で講義を行った。

もう一人は Dr. Bengt Hedlén であり、同博 士は1962年から現在に至るまで、マルメー市社会 福祉部長の職にあるが、ルンド大学講師、TCO 社会政策審議会議長、国家社会研究審議会の要職 にある。

本研究所ではスウェーデン大使館のご厚意により、5月31日午後3時から大使館広報課会議室を会場として、'社会福祉に関するワークショップ'を開催した。フリッツォン報道参事官、平田冨太郎所長をはじめとして参加者は30名を越す盛会で、質問も多岐にわたった。

同ワークショップでの博士の講演の要旨は、今日、社会政策は、文化政策、教育政策その他の諸政策と総合的にとらえられていること。社会福祉は保守政権下にあっても、一向に後退を示していないこと。経済成長のためには社会政策は不必要との論があるが、自分はその説は絶対に承認出来ないことなど。

総じてマルメーというモデル福祉自治体の現実から、今日および明日の福祉社会スウェーデンを 見透して構築した理論だけあって、参加者の感銘 を深くしたことであった。

目 次

	Ħ	火
教育と社会福祉	止の専門家を迫	!えて1
スウェーデンヨ	E子ご誕生	2
バーティル殿	下、リリアン妃	L殿下歓迎会 2
土光日瑞基金会	会長に叙勲	2
スウェーデン例	更り…グレエタ	・ノードマーク
女史······		2
		(研究シリーズ②)
「本質的世界」	での総合化を	(上)
******		······高須 裕三···4
スウェーデンの	の高等教育改革	三瓶車子氏…7

スウェーデン王子ご誕生

Congratulations on the Birth of Prince Carl Philip

カール16世グスタフ・スウェーデン国王ご夫妻に5月13日、待望の王子が誕生した。王子はビクトリア王女に次ぐ第2子で、折しも西独をご訪問中だった国王は急遽帰国された。

この日首都ストックホルムでは、王子誕生を知らせる42発の礼砲(王女の場合は21発)が鳴り響き、国王を迎えての枢密院会議でカール・フィリップ殿下と命名された。

なお王子ご生誕前後、新聞各紙はヘッド・ラインでその記事を取扱い、また保守から革新にいたる与野党はい うに及ばず、国民が、わがことのようによろこび、祝意を表していたことは羨しい限りである。

バーティル殿下、リリアン妃殿下歓迎会

Welcome Dinner Party for Prince Bertil and Princess Lilian

日本スウェーデン協会(会長松井明氏)では、スウェーデンからバーティル殿下ならびにリリアン妃殿下ご夫妻の来日を記念して、去る5月21日午後7時30分からホテルオークラ「平安の間」で歓迎晩餐会を開催した。

総裁秩父宮妃殿下、ウーデヴァルスウェーデン大使夫妻をはじめ北欧各国大使夫妻、本研究所からは、西村光夫、小野寺百合子、中嶋博の各理事が出席し、約200名の参会者と共に歓迎の意を表したことであった。

東京オリンピック、スウェーデン選手団長、経済使節団長ほか、おしのびを入れて六度目の訪日とのことであったが、席上両国陛下のご健康を祈念し、また王子ご生誕の祝意のそれぞれの乾杯があり、日瑞両国友好の絆を一層固めることを得た。

土光日瑞基金会長に叙勲

Mr. Doko was decorated with the Grand Gross of the Order of the Polar Star

日瑞基金会長(経団連会長)土光敏夫氏に対し、スウェーデン政府は去る5月22日同国では最高といわれる北極 星勲章大綬章を授与した。この授与式には、国王の叔父にあたるバーティル殿下が出席され勲章を手渡された。 授与の理由は、経済ならびに科学技術の交流に貢献したためでありますが、ここに心より祝意を表明いたしま す。

スウェーデン便り

-A Letter from Sweden-

グレェタ・ノードマーク女史 Miss Greta Nordmark

長い厳しい冬でした。ストックホルムで零下26度、北のラップランドのヨクモクでは零下43度にもなった日がありました。樹氷、霧氷――美しく絵のようでした。4月に入るとストックホルムでは雪も消え、しばらくぐずついたお天気が続きましたが、5月も半ばを過ぎると急に暖かくなり、気温も20度をこえ、多島海にはゴットの白い帆もみられます。この美しい多島海の島々はこのところ油に悩まされています。と云うのは今年の2月27日ソ連の4万屯タンカーがバルト海ラトビア沖で座礁し、流出した55,000屯余りの重油が始めフィンランドの岸を侵かすかと予想されたのですが、

途中で風の向きが変り4月の初めにストックホルム沖に流れてきました。大変な量の油で群島の岩々に黒くべつとりとつき、可哀想に沢山の海鳥は足を奪われその上に死んでいます。週末になると何百人もの市民が繰り出し軍隊や沿岸警備の人達と協力して、この汚い油の除去に懸命ですが恐らく夏までかかるだろうとのことです。とんだ災難というよりほかはありません。

ところでここ数年低調だったスウェーデン経済 もやっと回復のきざしが見えて来ました。しかし 60年代の黄金時代は再び戻って来ることはないで しょう。具体的な数字を2、3あげますと、今年 第一期(1月~3月)の貿易収支は130億クローネのプラスで昨年同期より31億クローネ増え、失業者は3月には昨年同月より6,000人減り88,000人(労働人口の2%強)となりました。物価指数は1949年を100とすると今年の三月は489(昨年三月は487)で、又、今年一月現在の工員の税込み平均時間給は28.34クローネ(一クローネ50円として1,417円)で一年間に5%の上昇しかしていません。その結果インフレも大分落ち着き、又昨年クローネの切り下げがあった為もあって日本より安いものも出て来て居ります。

今年の秋にはまた総選挙があります。昨年十月中央党のフェルディーン(Thorbiörn Fälldin)が退陣しウルステーン(Ola Ullsten)が率いる自由党が単独内閣を造っていますが、相変らず原子力発電は議論の中心で社会党も4月4日突然そのエネルギー問題に対する方針を変え、来年3月に行う国民投票に賛成しました。政治家はもとより一般大衆も次の表にもみられるようにその反応は非常に動きやすいのに驚かされます。

原子力発電に対するSIFOの調査によると、 1979年1月 同4月10日 同4月18~24日 (米国の事故直後)

反 対 43% 53% 44% 賛 成 41% 26% 35%

スウェーデン国内でも4月13日、コペンハーゲンの対岸にあるバーシェベック(Barsebäck)の原子炉の発電機が爆発した事故があったので、総べての原子炉の点検がなされ、幾つかの炉は補修あるいは改修のため止められ、11番目と12番目の原子炉の始動は延期されました。原発開発の停滞は直ちに失業者の増加となり、国の経済にも響く小国スウェーデンですが、放射能の子孫にまで及ぼす影響の恐ろしさを訴えるデモが各地で行われ、反対署名運動も展開されています。

原発問題と同じ位に国民の関心事となっているのは税金です。世界に悪名高いスウェーデンの高税ですが、余りに脹れ上った各種の何々手当と称する補助金のため、財政的に余裕がなく、毎年案ばかりは立派なのですが目に見える程の減税は行われていません。今年も原発の成り行きが注目され、新政権の考え方如何によっては増税の可能性さえあるのです。間接税というのがやたらと高く、年収6万クローネ(300万円)の人が千クローネ(5万円)のアルバイトをした場合間接税が

とられ50クローネ (2,500円) しか手許に残らないのでは楽しみがありません。

次に政府の頭を悩ませているのは失業者です。 統計ではその数は減っていますが数字に現われな い可成り多くの潜在失業者が居ります。それは職 安からの斡旋で、職業訓練を受けている者、政府 から給与の補助を得て働いている人達です。失業 者の多くは若者・女性及び高令者ですがそのうち 外国人移民が圧倒的に多いのです。外国人の従業 員でスウェーデン語が出来ない場合は雇用主は就 業時間中に合計 240 時間の語学のレッスンを受け させなければいけないと法律に定められているの で語学にハンディのある外国人を雇うことを会社 が嫌います。また、スウェーデンの若者は長いこ と失業していても条件の悪い労働を回避し、忍耐 力にも欠けるので、病院や療養所の下働きは80% が外国人とのことです。失業者はいても事業主が 望む労働力は不足し、近隣の国に応援を求めてい るのが実状です。医者、看護婦、熟練工等がそれ

今、外国人問題が出ましたのでこれについても う少し書きたいと思います。現在外国籍をもつ人 が 425,000 人、帰化した人達を含めると百万人に もなり全人口の約12%になります。その半数がフ ィンランド系です。外国籍であっても長期滞在許 可があればスウェーデン人と同等の権利を有する ことが法で定められているのですが、現実的には なかなかそうはいかず不利な条件の下で生活して います。中近東や極東から来た可成り多くの人達 はスウェーデンは最も住みにくい国の一つと云う のです。無料のスウェーデン語学校、そして子供 達は6歳になると地方自治体の負担で週数時間の 母国語教室があり、外国人文化団体にはその会員 数に応じて活動費の補助及び集合所の提供等々国、 州、或は地方自治体が至れり尽せりのことをやっ ています。しかしこれが却って一般のスウェーデ ン人の感情を刺激し外国人を嫌う結果になってい るように思うのです。実際に私は勤め先で「どこ に無料で何年も外国人に語学の勉強をさせて呉れ る国が他にあるだろうか、自国民が今、こんなに 苦しいのに」と云っているのを何回も聞きました。 国としては1960年代スウェーデンが非常な発展を していた時、外国に職安の出店まで出して集めた 労働移民に対して今、不必要だからといって粗末 な扱いは出来ません。しかし一般大衆は景気のよい 時は寛大ですか、一旦悪くなると自己中心的になるものです。1980年代になれば、ここで生れ育った移民の二世達が社会に出ていきます。その時が政治家、社会学者、教育者のみでなく総べての国民にとって大変大事な時期になるでしょう。ここ数年、労働移民は減っていますが、外国からの養子を始め政治及び宗教的迫害のため逃れてくる人達が大分居ります。考え方の違い、表現の違い等をお互いに理解し、総べての移住者がスウェーデンを第二の祖国として愛して欲しいと思いますが国民性の違いと云うものはこんなにまで深刻かと思うことが始終起っています。

最後に老人福祉について最近、新聞やテレビで みたことを2、3拾ってお伝えします。1977年の 統計によりますと、全国で65歳以上の男は569, 226人、女は731,307人で人口の約16%を占め、そ の内約50万人は65歳から69歳でまだまだ健康で働 ける人達なのですが、年金を貰える65歳になると 殆どが隠退し日向ぼっこ組になるのは誠に残念で す。この人達のもつ長い生活経験と知識を役立て られないことは社会にとってもマイナスでしょう。 ストックホルムでは現在65歳から75歳までの老人 は76,823人、75歳以上が52,442人いるのですが、 1986年には前者は減り、最も手もお金も掛る75歳 以上の老人が8,200人(15.6%)も増え、ストッ クホルム県の財政ではとても賄いきれないと心配 されています。ちなみに老人一日の県および市町 村負担額は次の様です。

老人ホーム 158クローネ(約 7,900円) 老人用サービスハウス

56クローネ (約2,800円)

長期療養所 331クローネ(約16,550円) 在宅ケア (1,2時間ホームヘルパー付き) というわけで、なるべく経費が節約され老人自身にとっても快適である様にと色々なプランが考えられています。その一つはもう既にストックホルムのダンデリィード(Danderyd)、テービィ(Täby)ソレンチューナ(Sollentuna)の地区で昨年10月から実験的に行われている在宅看護で、可成り重症の老人患者にも実施が可能です。即ち地区の病院の医師、看護婦等がチームを作り治療、回診をし家族の一員で老人を世話する者には補助金が支給されます。その額は現在では月1,200クローネ(6万円程)ですので充分とは云えません。自宅療養の場合必ず身内がいるか、地方自治体が派遣するヘルパー(ヘムサマリタン hemrsamarit)

が必要なので総べての老人患者に適応することは 出来ませんし、患者の30%は自宅がないと云うこ

とです。とにかく病院や療養所での経費の3分の 1か4分の1で済むと云うことと老人が遠い所を

通院しないで済むと云う利点もあり大変期待され

ています。又、この6月から国民老齢年金が次の

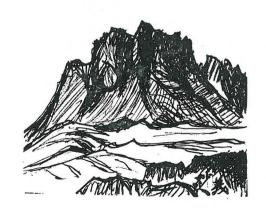
様に改定されます。

25クローネ (約1,250円)

単身者 月額 1,440クローネ(約 72,000円) 夫婦者 月額 2,486クローネ(約 124,300円) これに在職中の収入に応じた附加年金(ATP) や、住宅手当等などありますからこれだけで何とか 生活出来ます。

最近、福祉国家スウェーデンも落ち目のようにいわれていますが、いざ外国にでも逃げ出そうかと考えた時、この国ほど国民の面倒をみて呉れる国が果して、他にあるだろうかと思えば、今更のようにその有り難さを身にしみて感じます。

(1979年5月20日、在ストックホルム) ―原文の まま (編集部)



福祉政策の総合化について 研究シリーズ(2)

福 祉 政 策 の 総 合 化 ---とくに「本質的世界」での総合化を --- (上)

総合的政策を考える際に必要なことは「現象」 的世界での総合化にとどまらず、一段次元を掘下 げて「本質」的世界での総合化をも意図すること である。そもそも「現象」といい「本質」といい、 両者は別個に存在しうるものではなく、相互に媒 介しあってはじめて存在する。「現象」は「本質」 を反映してこそ「現象」なのであり、「本質」は 「現象」に具体化しえてこそ「本質」なのである。

「本質」の世界は「現象」A、B、C……の可能性を内蔵するゆえに、統一された総合、すなわち真の意味での総合態なのである。

そこで、社会の体質から改善しようとするならば、社会政策も「本質的社会政策」とならざるを得ないが、それは同時に現象的にも実効果をもたらすものでなければならない。その辺の呼吸をスウェーデン社会政策の幾つかの例について学び、最後に日本型福祉政策の基本線についても示唆したい。

1. スウェーデンの社会政策

現象的社会政策と本質的社会政策

およそ社会政策は「現象的社会政策」と「本質的社会政策」と2のつに大きく区分できる。前者は例えば、医者が痛みを訴える患者に対し、痛み止めの注射をするようなもの、即ち、現在起っている現象に対し、表面的に処置する手当で、一時的には痛みを緩和・抑止させるだけの効果はある。しかし、この線だけに依存し続けるならば、手術の時機を失して、ついに致命的となる惧れがある。

これに対し、「本質的社会政策」は、その痛みの根拠として身体のどこかに癌があるのではないかと疑い、それを見つけ出して手術をするという本質的な手当、即ち、体質的に解決を図るための社会政策である。

「現象的社会政策」の例として、傷病手当金制 度が挙げられる。日本の傷病手当金制度は病気で 休んだ場合、4日目から医師の診断書を提出する

理事高須裕三

ことによって、日収の6割が支払われるシステムになっている。ところが、スウェーデンの傷病手当金制度は原則として発病の翌日から、日収の9割が支給され、しかも、医師の診断書も必要としない。このような制度が採用されるようになると、9割くれるなら、働いて賃金をもらうより、家で寝ていた方が得だ、という考えが出てくる可能性がある。実際、スウェーデンの工場の欠勤率は、産業によって10%以上にもなった。

このように、福祉を金という面だけに限ってみ れば、病気で休んでも日給の9割も支給されるか ら、福祉は充実したということになるのかもしれ ないが、欠勤率が10%にも上れば、生産性は下り、 コストは高くなり、したがって、外国との貿易競 争では負け、その会社は工場閉鎖しなければなら ないという結果にもなってくる。また、工場閉鎖 し失業しても、労働者は失業手当があるから、そ れ程困らない。このように、結局は税金に依存し ていく形になる。工業が末広がりに拡大再生産し、 次の世代に所得倍増の見込みがあれば、税金に依 存してもよいが、そのような保証はなくなった。 傷病手当金は、今日、スウェーデンの「金による」 福祉の弊害の顕著なものとなっており、家族の場 を核家族化と「個人主義化」とによって分解して いった線と共に、日本では学んではならない線で ある。

また、「現象的社会政策」の1つでそのまま学び取るべきではないものに有給の年休5週間制の実施がある。社会民主党政権の時は、それは年休4週間であり、夏休みに集中して取れば、1ヶ月間は休め、外国旅行もできた。ところが、つい最近(1978年10月5日)まで政権にあった、非社会主義政党の代表である中央党は年休4週間を5週間にすると公約し、その線も一因となって政権を獲得した。したがって、現在では、その公約が守られて年休5週間になった。休暇日数が多いことは、その面だけでみれば、福祉の充実であるかも

しれないが、5週間も休んでいたのでは、外国と の貿易競争には遅れをとることになりかねない。

2. 本質的社会政策の推進

「現象的社会政策」は「近代」化に伴うマイナス面に対する「近代」社会の中でのやりくり療法であり、近代に現れた社会政策の最初もこれであったが、それはいわば膏薬療法によるその場しのぎで、休質から健康化することはできない。そこで、休質から治療し、近代化のマイナス面を克服する「本質的社会政策」が推進されてくる。ここでは、それら本質的社会政策のいくつかについて触れてみよう。

2・1 人口の地方分散化政策

本質的社会政策として、先ず挙げられるのが、 人口の地方分散化政策である。

スウェーデンでは、都市への人口集中といっても、日本と比較すると、人口は日本より1桁少なく、面積は日本の1.2倍であるから、首府ストックホルムが人口過密だといっても、日本とは段違いである。しかし、やはりストックホルムに人口が集中化すれば、需要と供給という単純な経済法則により、野菜や果物の値段を中心に物価が上がり家賃も上がるという弊害が出てくるのは当然である。そこで、前の社会民主党政権の時から、地方分散化政策がとられ、具体的にいくつかの方法が実施されてきている。

その第1は、官庁を首府ストックホルムから地方に疎開させようという計画である。この線は政府の手でできるから、手っとり早い方法ではあるが、なかなか思い通りには動いていない。当時、社会民主党政府は、役人4人に対し1人は都落ちすると思ってくれというようなことをいったが、都落ちということになると、どこの国でも抵抗があるのは同じようである。

第2の方法は、北方の寒い過疎地帯に大学都市を建設し、人口を移そうというものである。人々が田舎に住むのが不利だと考える第1の条件は、病院がなく、いざという時に命を落すかもしれないという心配のためである。したがって、先ず、そのような心配を取り除くためにウメオ(Umea)という北極圏に近い所に、大きな病院を建設し、次に、その病院を中心に医学部を発展させ、次々に、その他の学部をも設け、大学都市を中心とした地域社会を造った。この方法は、人口の地方分散化に成功した例である。

2·2 田舎別荘政策

2番目に挙げられるのが、田舎別荘政策である。 この政策は、今日、スウェーデンの勤労者政策の 目玉商品となっている。

スウェーデンの住宅問題は1960年代にほとんど解決した。その時、都会の住宅作りに活躍したのが、スウェーデンで発達している協同組合の1つである住宅協同組合の全国組織「HSB」であった。「HSB」は都会の住宅は一応解決したので、今度は、全勤労者に田舎別荘を持たせようという政策に取り組み始めている。

スウェーデンでは、首府ストックホルム、その 他の大都市で、土地付きの家を所有している人は 先祖からの大変な金持ちだけであり、ほとんどの 市民はアパートに住んでいる。そして、そのアパ ートの所有権は持っていないが、居住権を持つこ とで安心していられる。したがって、1週間のう ち5日間はコンクリートの箱のようなところに住 んでいる。今では、週休2日、夏休みが5週間も あるが、その間、田舎をあちこち歩いてみてもあ まり生産的ではない。もし、田舎に土地付きの自 分の家があれば、野菜を作り、果物の樹を植え、 土を踏みながら日光浴をすれば、近代化以前の健 康な生活を取り戻すことができるし、素人ではあ るが、食糧生産者という一面が加味され、生産に プラスになり、消費者であっても生産するという 両刀使いになれる。近代化の汐流は、都会に人を 流しこみ、都会人の大部分を消費者に仕立ててし まったが、生産の面を失った消費者という立場は、 本来の人間からの疎外であったのである。

田舎別荘手得に際して、個人個人が土地を買うと、都会と同じように土地の値をつり上げることになるから、住宅協同組合「HSB」が買い手の立場をひとまとめにして窓口を一本化し、他方売り手の方は農業協同組合が窓口を一本化し、一対一で取り引きを行う。このような売買方法をとれば、地価のつり上げを非常に抑制することができ、勤労者が真面目に、その気になれば、5年位のうちに自分の土地付き別荘の入手が可能になる。しかも、大規模に土地を購入すれば、公の施設、設備がワンセットになった計画的な田舎別荘地帯ができるわけである。

また、田舎別荘政策を推進することによって、お爺さんや孫など、都会に住む必要のない人は田舎別荘にだんだんと住み付く傾向にもなるであろうし、そうなれば、人口の地方分散化も進む。しかも、スウェーデンの近代化における学ぶべからざる点として指摘されるべき家族の分解問題も、祖父母も孫も一緒に田舎別荘に住むという形で、家族復活の道をも見出しうるという線に課題解決の方向が示唆されているのである。

(つづく)

スウェーデンの高等教育改革

The Peform of Higher Education in Sweden

お茶の水女子大学博士課程 三 瓶 恵 子 氏

Miss Keiko Sampei

スウェーデンでは、すべての国民に教育を受ける権利を全面的に保障するべく、約30年間継続して教育改革が進められている。その発達した審議会システム、および、調査一研究一討議一実験一評価一制度化一再評価一再改革という改革の過程は、"rolling reform"とよばれ、OECD調査団により高く評価されているものである。*1

本論は、スウェーデンの高等教育改革の現状と その意味を明らかにすることを意図するものであ る。

1. 1977年の高等教育改革

1977年の高等教育改革は、U68(1968年教育改革審議会)の最終答申を受けて、約10年にわたるU68による高等教育改革の一応の成果を示すものである。この改革は、大学の自己革新を目的としたもので、その目標は次のように要約される。*2

- ○高等教育へのより多くの学生の受け入れ
- ○社会的平等の促進
- 高等教育の行政委員会における決定過程の民 主化の促進
- ○管理と計画の責任の非中央集権化
- ○中等後教育のすべての教育課程が、大学院に おける研究の基礎であると同時に社会の各職 業の基礎であるべきだという原則の徹底
- 物的・人的資源の柔軟な配分
- ○限られた資源の慎重な使用

これらの目標を達成するために、次のような手 段が用いられる。

- ・すべての高等教育を一つの統一体系に形づく る
- ・高等教育を大々的に地方に普及する
- ・大学群制度を導入し、行政、管理の集中をはかる
- ・個々の大学を地域の高等教育の中心となす
- ・委員会、評議会に大学の外部のメンバー(政 党代表など)を加える

- ・学部教育における4種の課程の整備
 - (1)一般的教育課程……通常の大学教育
- (2)地方教育課程……(1)の地方版
- (3)個別教育課程……(1)のバリエーション
- (4)シングル・コース…(1)の各講義、セミナーなどを選択して受講し、単位を取得するシングル・コースの考え方は、もともと芸術学部などで取り入れられていたが、成人のリカレント教育の新段階のもとで全面的に採用され
- ・成人学生のための新しい入学体系の導入 学生を4つの範疇に分ける
 - (1)中等教育学校の3年制コース出身者
- (2)中等教育学校の2年制コース出身者
 - (3)国民高等学校(成人教育機関)から資格を得た者

(4)25歳以上で4年以上の職業経験を持つ者 定員が限られている場合、(1)~(4)の学生の志 願者数の割合で入学者数を決定する。(1)、(2)の 者には別に定められたポイント制によって、職 業経験も加味される。各課程の20%は、中等教 育学校から直接進学する者にあてられる。

・ "部門" の原理

大学教育を次の職業部門によって分類、構成 する。

- (1)技術職
- (2)医療·看護職
- (3)行政・管理、財政、ソシャルワーク職
- (4)教育職
- (5)文化・情報職

従来は、芸術、科学、論理学、法学の学部へは、物的、人的資源(設備、教育など)が不足していても、非制限的に入学を許可してきたが、現在は"全体的統一計画"に基いている。学生数にてらしあわせて機械的に定員を割りふるという制度は、学生、教授両者から批判される一方、地方委員会が地方の実情に応じて入学を制限す

定価二〇〇円

るなど、"機械的"ではなくなりつつある。

- 課程ごとの財政システム
- (1)一般教育コース……大学
- (2)シングル・コース……地方委員会
- (3)中等後教育と研究……学部
- ・成人のための便宜 遠隔教育――地方の大学外部コースと通信教 育プログラム
- ・研究計画についての決定における地方の権限 を強化すること
- ・国際化の推奨
- 内容と方法の継続的刷新 職業訓練等
- ・学部と研究機関の連携
- ・行政管理機構の整備 大学庁(UKÄ)が高等教育庁(UHÄ)に 改編

2. 残された問題点

1977年の改革では、上述のような成果がみられたが、次段階の改革にむけて、以下のような解明されるべき問題が残されている。

- ○大学の自治、研究の自由と、委員会の"外部 のメンバー"の導入との問題
- ○大学都市の大地方管理単位の創設
- ○定員の固定化と無選抜入学との関連
- ○教育課程の職業志向の原則
- 小規模、独立カレッジの設立と総合大学との 関連

さらに、まだ討議の一般的論題にはされてはいないが、次のような問題がある。

- 2つの選択の道――高等教育の統一システムを推進すべきか、それともイギリスやノルウェーのような二元的システムを導入するべきか。
- ○大学での学習の必要条件となる基礎概念能力 に関わる若者、成人学生のカリキュラムはど うあるべきか。
- ○個人レベル、制度レベルでの評価の問題

3. 改革の評価

1945年からの約30年間の高等教育改革は、そのほとんどすべてが、非制限学部——入学に際して原則として選抜をおこなわず、一定の資格条件だけで入学を許可する学部——にかかわるものであった。その理由は、高等教育を可能な限り"open"にし続けようとするためである。そのために、た

とえば資格条件を緩和し、より広い対象に高等教育を開いた結果、新たに選抜試験が必要となったというように、表面上は、大学への入学の資格条件、選抜条件が二転、三転して、あたかも方向性がないようにも受けとられかねない。しかしながら、改革の根底には、"教育制度の民主化をいかに実現するか"という国民共通の問題意識があるのであって、各時代の社会的条件により、社会的平等と民主的選抜のどちらに重点をおくかによって制度が柔軟に変化するのである。「社会の中での大学の役割」、「個人にとっての高等教育の意味」、「職業準備教育と学問研究との関連」などという改革の背景にある歴史的、思想的根本問題にスウェーデン国民がどのように答えようとしているのかを正しくみきわめねばならない。

1977年の改革は大学に研究の自由を返したと評価されるであろうが、これは上述の視点からみれば「逆戻り」ではないのである。

我々がスウェーデンの教育改革から学ぶべきものは、"rolling reform"とそれを支える"民主化"という国民の合意に基く改革の理念だといえよう。

- 注1. "Reviews of National Policies for Education-SWEDEN" OECD
 - 2. U. Dahllöf "Reforming Higher Education and External studies in Sweden and Australia"

-新刊のお知らせ-

J.ナセニウス・Kリッテル著 高須裕三(日本大学教授)・エイコデューク訳 ≪海外社会福祉選書®≫

 スウェーデンの

 社 会 政 策

──分 か ち 合 う 福 祉**──**

A 5 判上製・184頁・定価2,000円(〒160円)

郵便番号112 東京都文京区大塚2-1-17 振替東京4-130621 **3**03-943-3335(代) **光 生 館**